

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【公開番号】特開2012-122664(P2012-122664A)

【公開日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2012-025

【出願番号】特願2010-273668(P2010-273668)

【国際特許分類】

F 25 D 19/00 (2006.01)

F 25 D 23/00 (2006.01)

【F I】

F 25 D 19/00 5 4 0 B

F 25 D 23/00 3 0 3

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月21日(2012.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に係る冷蔵庫は、冷蔵庫本体の底部に設けられ、冷媒の吐出管及び吸入管が接続された圧縮機が設置される機械室台板を有し、

該機械室台板は、凹状でほぼ平坦な底面に切起こしにより前記圧縮機を取付ける複数の支持部が設けられ、該支持部及び該支持部を切起こしたあの穴を囲んで周囲ビードが形成され、

前記圧縮機に接続された吸入管に下方に折曲げたターン部を設け、前記圧縮機を機械室台板上に設置したときに、前記ターン部が前記周囲ビードで囲まれた領域の外に位置するように構成したものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

冷蔵庫本体の底部に設けられ、冷媒の吐出管及び吸入管が接続された圧縮機が設置される機械室台板を有し、

該機械室台板は、凹状でほぼ平坦な底面に切起こしにより前記圧縮機を取付ける複数の支持部が設けられ、該支持部及び該支持部を切起こしたあの穴を囲んで周囲ビードが形成され、

前記圧縮機に接続された吸入管に下方に折曲げたターン部を設け、前記圧縮機を機械室台板上に設置したときに、前記ターン部が前記周囲ビードで囲まれた領域の外に位置するように構成したことを特徴とする冷蔵庫。

【請求項2】

前記機械室台板の底面に設けられた切り起こしによって形成された支持部に代えて、前記底面に設けた複数の穴にそれぞれスタッド状の部材の下部を挿入固定して支持部を形成し、該支持部の周りに周囲ビードを設けたことを特徴とする請求項1記載の冷蔵庫。

**【請求項 3】**

前記周囲ビードを、前記機械室台板の底面の4箇所に四角形となるように設けたことを特徴とする請求項1又は請求項2記載の冷蔵庫。

**【請求項 4】**

前記底面の幅方向の両端部に後脚を形成する凹部が設けられており、

前記機械室台板の底面に設けた前後方向の周囲ビードの間に、幅方向に延設されて両端部が前記後脚を形成する凹部に臨む横ビードを設けたことを特徴とする請求項3記載の冷蔵庫。

**【請求項 5】**

前記周囲ビードの高さを1~10mm程度としたことを特徴とする請求項1~請求項4のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

**【請求項 6】**

前記圧縮機に接続された吸入管のターン部が、角形ターン部であることを特徴とする請求項1~請求項5のいずれか一項に記載の冷蔵庫。

**【請求項 7】**

前記吸入管の角形ターン部を、前記吸入管を横方向にほぼ90°折曲げた第1の折曲げ部と、該第1の折曲げ部に連続する直線部と、該直線部に連続して上方にほぼ90°折曲げた第2の折曲げ部とによって形成したことを特徴とする請求項6記載の冷蔵庫。

**【請求項 8】**

前記角形ターン部は、前記圧縮機を機械室台板上に設置したときに該機械室台板の前後の周壁の内側に位置することを特徴とする請求項6又は請求項7記載の冷蔵庫。